

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和元年5月8日（令和元年（行情）諮問第2号）

答申日：令和2年3月3日（令和元年度（行情）答申第579号）

事件名：名古屋法務局の障害者任免状況通報書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「障害者任免状況通報書（平成30年6月1日現在）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年2月28日付け庶第197号により名古屋法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

法5条1号に該当しない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分について

審査請求人は、処分庁に対し、「障害者任命状況通報書（直近年度のもの）」につき法4条1項の規定に基づく行政文書の開示請求（平成31年1月29日付け受付第2634号。以下「本件開示請求」という。）をした。

処分庁は、本件開示請求について、本件対象文書の「A 任免状況」欄の④、「B 上記に基づく計算」欄の⑩ないし⑫及び「C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害」欄の各区分における人数等は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号に該当するとして、部分開示の決定（原処分）を行った。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、法5条1号に該当しないとして、原処分の取消しを求めている。

#### 3 原処分の妥当性について

##### （1）障害者任免状況通報書

国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）40条等の規定に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の任免状況について、厚生労働大臣に通報することとされている。本件対象文書は、平成30年6月1日現在の名古屋法務局における通報書である。

## （2）原処分 of 妥当性

本件対象文書の「A 任免状況」欄の④、「B 上記に基づく計算」欄の⑩ないし⑫及び「C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害」欄の各区分における人数等は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、関係者にとって、個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号に該当する。

また、上記情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イには該当せず、さらに、公務員の職務の遂行に係る情報であるとは認められないことから、同号ただし書ハにも該当せず、かつ、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

したがって、本件対象文書の「A 任免状況」欄の④、「B 上記に基づく計算」欄の⑩ないし⑫及び「C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害」欄の各区分における人数等について、法5条1号に該当するとして、不開示とした原処分は妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年5月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月24日 審議
- ④ 令和2年2月14日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月28日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 不開示部分は、「A 任免状況」欄の「④身体障害者、知的障害者及び精神障害者である職員の数」の各区分における人数欄、「B 上記に基づく計算」欄の「⑩障害者計」の人数欄、「⑪実雇用率」の数値欄及び「⑫法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数」の人数欄並びに「C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数」欄の各区分における人数欄であると認められる。

(2) 不開示部分の不開示情報該当性について

ア 諮問庁の説明の要旨

(ア) 上記第3の3のとおり。

(イ) 不開示部分の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

a 不開示部分の各欄には、障害の種類・程度等の区分ごとに該当する者の人数が記載されており、当該人数は一桁である場合も多く、これらの人数が公にされた場合、他の情報と照合し、あるいは各年ごとの数字を比較すること等により、職場内の同僚等が障害者である者を探索し、特定の職員が障害者であること及びその障害の程度等を推認されるおそれがあるため、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。

b 他の行政機関の同様の文書に係る先例答申（平成16年度（行情）答申第595号等）においては、上記の⑩ないし⑫については障害の種類、程度の区分ごとの数が記載されているのではなく、障害者の合計数値に基づく記載がされているにすぎないことから、当該欄を公にしても特定の者が障害者であること等について推認されるおそれはないとされているが、⑩欄が少数の場合、障害の種類、程度の区分ごとの数が明らかでなくとも、新規採用者数や退職者数等の増減から、対象者の範囲を絞ることは容易（⑩欄が少数の庁においては、新規採用者等も少数であるのが通常）であり、⑩欄が少数の場合には当該欄及び⑪・⑫欄を公にすると特定の者が障害者であること等について推認されるおそれが高いと考えられる。

特に名古屋法務局のように⑩欄が一桁と少数であり、かつ、新規採用者等の職員が限られているような場合には、当該数値を公にすれば、上記のとおり、障害の種類や程度の区分ごとの数が明らかでなくとも、年度ごとの数値を比較することにより、新規に採用された職員又は退職した職員の中に障害者がいることが推認され、それにより特定の者が障害者であること等について推認さ

れるおそれが存在すると考える。

以上から、⑩ないし⑫の情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号に該当すると考える。

#### イ 検討

(ア) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、名古屋法務局では、対象期間の職員の総数が約430人であり、障害者である職員の総数自体が少ないこともあって、不開示部分の各欄の記載は一桁の数字などであることが認められる。

本件対象文書は、名古屋法務局の障害者任免状況を示したものであることから、本件のような事情のもとにおいては、障害の種類・程度の区分ごとの人数が公にされた場合、他の情報と照合し、あるいは、各年ごとの数字を比較すること等により、職場の同僚等の一定の範囲の関係者には特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあると認められる。

したがって、下記(イ)の部分を除いた不開示部分の情報は、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、また、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められないことから、同号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) しかしながら、不開示部分のうち、「B 上記に基づく計算」欄の「⑩障害者計」の人数欄、「⑪実雇用率」の数値欄及び「⑫法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数」の人数欄については、障害の種類、程度の区分ごとの数が記載されているのではなく、障害者の合計数値に基づく記載がされているにすぎないことから、当該各欄の情報を公にしても、他の情報と照合し、あるいは、各年ごとの数字を比較すること等により、職場の同僚等に特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該各欄の情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとは認められず、法5条1号の不開示情報に該当しないことから、開示すべきである。

#### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別

紙に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。  
(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

## 別紙 開示すべき部分

「B 上記に基づく計算」欄の「⑩障害者計」の人数欄，「⑪実雇用率」の数値欄及び「⑫法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者，知的障害者又は精神障害者の数」の人数欄